

市政モニターに関すること 総務市民局広聴課 担当：森部、南谷 TEL：０９３－５８２－２５２７	アンケート内容に関すること 総務市民局安全・安心推進課 担当：富加見、原田 TEL：０９３－５８２－２８６６
--	---

令和７年１０月２９日

令和７年度 第５回市政モニターアンケート
「モラル・マナーアップについて」
結果概要

本市では、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」をはじめとする、迷惑行為防止に関する条例を制定し、迷惑行為防止に向けた施策を推進するための計画「北九州市迷惑行為防止基本計画（第４次計画）」に沿って、様々な取り組みを進めています。

そこで、今後の取り組みの参考とするため、モラル・マナーアップについてのアンケート調査を実施しました。

Ⅰ 調査概要

調査対象者 市政モニター１０２人（うち、回答者９３人 回収率９１．２％）
調査実施日 令和７年８月５日～令和７年８月１８日
実施方法 インターネット調査

Ⅱ 調査結果概要

- （１）これまで広報や重点地区における巡視活動等の取り組みを進めてきましたが、条例の認知度は４１．９％（前回令和５年度調査４５．４％）、罰則の認知度は４１．９％（前回４６．１％）と共に前回より減少しており、認知度は低下しています。
また、重点地区の認知度においても、小倉都心重点地区が５７．０％（前回６３．１％）、黒崎副都心重点地区が３９．８％（前回４７．６％）で、共に前回より減少しています。
- （２）重点地区における迷惑行為の現状評価で改善されたという評価については、小倉都心地区が３０．１％（前回３９．７％）、黒崎副都心重点地区が２１．５％（前回２２．０％）で、共に前回より減少しています。
重点地区・推進地区以外の地区においては、迷惑行為の現状評価で改善されたという評価は、３０．１％（前回２５．５％）で前回から増加しています。
- （３）改善された迷惑行為としては、「路上喫煙」が６４．１％で最も多く、次いで「ごみのポイ捨て」と「飼い犬のふんの放置」が同率で４１．０％となっています。
- （４）地域において迷惑行為防止の活動が「行われている」と答えた人の割合は１２．９％（前回１２．１％）で、前回より僅かに増加しています。
迷惑行為の防止には、３６．６％（前回４２．６％）の人が「地域住民による活動が必要」と答え、また、６７．７％（前回７０．９％）の人がこの活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と答えています。

(5) さらに改善が必要と思う迷惑行為としては、条例で定める14の迷惑行為の中で、1位が「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」で63.4%、2位が同率で「迷惑駐車」、「迷惑走行（危険な運転又は騒音行為）」53.8%となっています。

その他の迷惑行為として、飲食店の客引き行為、自転車マナーの悪さ等が挙げられています。